

(証券コード9065)

平成27年6月4日

株 主 各 位

北九州市門司区港町6番7号
本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

山九株式会社

代表取締役社長 中村 公一

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、平成27年6月25日（木曜日）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号 当社会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sankyu.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、原油・資源価格の軟調な動きに伴う新興国・資源国の停滞や欧州における外需面での一進一退、中国の成長率低下などがあり、力強さに欠けるものの、緩やかな回復基調で推移いたしました。米国は内需主導による雇用・所得環境の改善で堅調な推移を示し、政治不安が払拭されたASEANも徐々に回復基調にあります。国内では消費増税と夏場の天候不順が個人消費を停滞させましたが、円安・原油安の影響から貿易赤字が縮小し、企業の収益は大幅に改善いたしました。

このような経済情勢の下、山九グループの物流事業分野ではコンテナや輸出入貨物の取扱量ならびに海外での構内作業を順調に拡大いたしました。低稼働資産の集約や人件費などのコスト転嫁を含む収益性の改善は道半ばであり、今後更に進めてまいります。一方の機工事業分野では、一部海外の不採算工事が発生したものの、国内の作業領域は中期的な見地で着実に増加しており、これに必要な要員の動員力と流動化の基盤を形成・強化いたしました。

山九グループでは、当連結会計年度を含めた3年間の中期目標を掲げて取り組んでまいりました。その目標である「売上高4,500億円台」、「平成23年度比海外売上高50%増」については達成いたしました。また、「営業利益率5%台」については未達となりました。この結果を踏まえ、基盤となる競争力のあるコスト構造を作り出すことを最重要課題として再認識し、お客様に選ばれ続ける質の高いグローバルなサービスの構築に向け、原価率低減と間接費のミニマム化にグループの総力を挙げて取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,812億91百万円と前期比10.8%の増収となり、利益面においても営業利益が212億53百万円と28.3%、経常利益が214億59百万円と42.2%、当期純利益が117億50百万円と28.4%のそれぞれ増益となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(1) 物流事業

港湾作業はコンテナ取扱量の前年比増加に伴い、船内および港頭倉庫の荷役作業が増加、内航定期船作業の輸送効率化による収益率改善等があり、増収増益となりました。3PL事業は国内の消費財および電子部品取扱量が増加、単価改訂によるコスト転嫁も徐々に進み、海外では化成品や医薬品、自動車部品関連取扱量等が増加し、事業収益は着実に改善しております。国際物流は国内の設備・機械関連輸出等の減少があり、海外では大型プロジェク

ト案件の輸送作業が端境期にあつて利益面では低調となりました。構内では国内の製鉄所関連作業が年間を通じて好調に推移、加えて中東での化学構内における操業準備作業の増加もあり、増益となりました。

売上高は2,519億20百万円と前期比7.5%の増収、セグメント利益（営業利益）は57億58百万円と前期比7.7%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は52.4%であります。

(2) 機工事業

国内では前期から継続した大型高炉改修ならびにその同調工事の工程効率化、要員・機材の流動化により収益改善を図るとともに、鉄鋼関連のお客様の構内製造基盤整備工事や構外での電力関連設備復旧工事等があり、増収増益となりました。石油・石化関連のお客様構内における保全工事では、SDM（大型定期修理工事）メジャーに伴う工事量の大幅増加が増収に寄与、利益面でも要員の動員力と流動化を両立することで収益率を前期比で大幅に改善し、増益となりました。この結果、海外の一部不採算工事で損失処理があったものの、全体では増収増益を確保いたしました。

売上高は2,075億55百万円と前期比14.8%の増収、セグメント利益（営業利益）は139億91百万円と前期比40.4%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は43.1%であります。

(3) その他

機工事業の工事量増加に伴い、建設用仮設材等の賃貸が増加したことにより増収となりました。

売上高は218億15百万円と前期比12.7%の増収、セグメント利益（営業利益）は12億8百万円と前期比25.5%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は4.5%であります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、物流事業では物流拠点の拡大によるネットワーク拡充等を進め、機工事業では、車輛・機械装置等の増強をしております。その他、システムのソフト開発などを含めて総額で219億80百万円の設備投資を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、長・短借入金などによって賅っております。

4. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 103 期 (平成23年度)	第 104 期 (平成24年度)	第 105 期 (平成25年度)	第 106 期 (平成26年度) (当 期)
売 上 高 (百万円)	395,977	401,658	434,445	481,291
経常利益 (百万円)	18,263	17,951	15,094	21,459
当期純利益 (百万円)	9,097	9,717	9,153	11,750
1株当たり当期純利益 (円)	29.31	31.63	30.40	39.03
総 資 産 (百万円)	309,484	311,998	343,421	375,184
純 資 産 (百万円)	113,880	121,860	133,143	145,383

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 103 期 (平成23年度)	第 104 期 (平成24年度)	第 105 期 (平成25年度)	第 106 期 (平成26年度) (当 期)
売 上 高 (百万円)	316,723	316,114	315,883	346,094
経常利益 (百万円)	13,056	13,373	11,376	17,617
当期純利益 (百万円)	5,939	7,729	7,621	10,956
1株当たり当期純利益 (円)	19.10	25.11	25.26	36.32
総 資 産 (百万円)	259,440	254,815	270,516	281,298
純 資 産 (百万円)	78,659	81,673	88,488	94,587

5. 企業集団が対処すべき課題

企業を取巻く経営環境は、好業績に支えられた賃上げや設備投資増加の動きが見受けられるなど、景気回復への期待感はあるものの、中長期的には国内における少子高齢化に伴う国内需要や労働生産人口の減少、中国をはじめ、新興・資源国の成長鈍化や政治的・地政学的リスクなど、国内外共に先行きは依然として不透明な状況にあります。

山九グループといたしましては、これらの状況を踏まえ、引き続き競争力の

強化を図るとともに、より一段の企業価値の向上に向け、中長期的な経営戦略に関し、以下の3点を重要経営戦略として、「お客様への更なる貢献」ならびに「将来にわたって選ばれる企業であり続ける」ための諸施策を強力に推進してまいります。

(1) コスト構造改革戦略

お客様が求める品質を、マーケットを意識した競争力ある価格で提供できるコスト構造を創り出すことにより、作業エリアの拡大を図ることで、収益を生み出せる体質の更なる強化を推進してまいります。

具体的には、マーケットから見た適正性を分析し、費目別原価管理を行い、問題点を抽出し、更なる生産性向上に向けた取組みを積み重ね、コスト競争力強化のための原価率低減と間接経費の削減に取り組んでまいります。

(2) 事業戦略

2018年の創立100周年に向け、「ロジスティクス（物流）」、「プラント・エンジニアリング（機工）」、「オペレーション・サポート（工場構内サービス）」の3つの事業を軸に、自らがグローバル化し、お客様の国際化に貢献するソリューション企業を目指す」ことを事業の方向性として掲げる中、今中期においては「収益力向上の中期」と位置づけ、以下の通り取り組んでまいります。

ロジスティクス事業においては、グローバルに売上拡大を図る中、収益力の向上が最重要の課題であると認識しております。国内における「作業運営体制の改革」や「輸配送体制の見直し・強化」等の「事業構造改革」や、T P Pをはじめとする自由貿易拡大に対応するべく、国際物流貨物の支配貨物を拡大し、収益力を向上させてまいります。

プラント・エンジニアリング事業においては、お客様の生産設備等の建設における、設計、調達、重量物輸送、建設工事の一貫した「プラント建設E P T Cビジネスモデル」と、生産設備の保全業務における、設備の検査・診断から計画・施工までのソリューション型ビジネスである「3 P M（一括メンテナンス）」を更に高度化し、付加価値の高いサービスをグローバルに提供すると同時に、鉄鋼・化学業界に次ぐ第3の柱として、電力エネルギー業界へ注力してまいります。

オペレーション・サポート事業においては、国内の各製鉄所における一連のコークス炉更新工事について「コークス炉の山九」としての地位を確立すると同時に、工場構内におけるお客様のアウトソーシングニーズが一段と高まる中、操業・設備保全ならびに物流の作業全般について、グローバルに対応できる体制を整備し、事業領域の維持・拡大を図ってまいります。

以上、設備稼働前のプラントの企画段階から設計・建設、生産開始後の設備の安定稼働と、調達から販売に至るサプライチェーン全体の物流をトータルにサポートする「山九のユニーク」は、山九グループの最大の強みであり

ます。今後も、これら強みに更なる磨きをかけるべく、大型の戦略投資やM & A等を行い、国内ならびに中国、東南アジアに加え、ブラジル、インド、中東地域へサービスを展開し、お客様のニーズに積極的に応えてまいります。

(3) 経営構造改革戦略

上記戦略をより効率的に推進するため、事業部門・間接部門およびグループ会社の機能の見直しによるグループ事業運営体制の再編を進め、更なる体質強化を図ると同時に、フリーキャッシュフローの有効活用と資金調達手段の多様化を図り、有利子負債の圧縮に努め、引続き財務体質の強化も進めてまいります。

加えて、適切な業務遂行とコンプライアンス遵守のために、内部統制機能の更なる充実化を図るとともに、リスク管理の強化、企業の社会的責任（CSR）の推進に努めてまいります。

なお、目標とする経営指標として、山九グループは、中期経営計画（2015～2017）において、計画の最終年度にあたる2017年度に、「ROE 9%」「営業利益240億円」「D/E レシオ0.6以下」を目標に掲げ、持続的な成長と安定した財務体質を維持しつつ、成長に応じた株主還元と機動的な資本政策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
山九プラントテクノ株式会社（東京都）	百万円 450	% 100	機器据付業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東京（東京都）	99	100	運輸業
株式会社スリーエス・サンキュウ（東京都）	97	100	運輸・倉庫業
株式会社サンキュウ SHIPPING（東京都）	70	100	海運代理店業
サンキュウビジネスサービス株式会社（東京都）	30	100	人材サービス業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東日本(千葉県)	99	100	運輸業
山九東日本サービス株式会社（千葉県）	46	97	人材サービス業
日本工業検査株式会社（神奈川県）	90	100	非破壊検査業
株式会社山九海陸（神奈川県）	51	91	港湾運送業
株式会社サンキュウ・トランスポート・中国(山口県)	50	100	運輸業
中国ビジネスサービス株式会社(山口県)	10	100	人材サービス業
株式会社インフォセンス（福岡県）	100	100	情報サービス業
Sankyu Southeast Asia Holdings Pte.Ltd. （シンガポール）	百万シンガ ポールドル 63.2	100	地域統括
P. T. Sankyu Indonesia International （インドネシア）	百万USドル 3.8	63	運輸・機器据付業
Sankyu (Singapore) Pte. Ltd. （シンガポール）	百万シンガ ポールドル 5.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu (Malaysia) Sdn. Bhd. （マレーシア）	百万マレーシア リンギット 8.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu - Thai Co., Ltd. （タイ）	百万タイバーツ 32.0	55	運輸・機器据付業
Sankyu Laem Chabang(Thailand)Co.,Ltd. （タイ）	百万タイバーツ 140.0	98	運輸・倉庫業
Sankyu Saudi Arabia Co. （サウジアラビア）	百万リヤル 3.0	80	運輸・機器据付業
Sankyu ARCC Saudi Co. （サウジアラビア）	百万リヤル 7.5	51	修理保全業
山九東源国際（香港）有限公司 （中国）	百万HKドル 32.0	99	運輸・倉庫業
北京山九物流有限公司 （中国）	百万USドル 6.0	100	運輸・倉庫業
上海経貿山九儲運有限公司 （中国）	百万USドル 4.7	90	運輸・倉庫・機器据付業
広州山九物流有限公司 （中国）	百万人民元 16.0	99	運輸・倉庫業
S a n k y u S / A （ブラジル）	百万ブラジル レアル 8.3	97	運輸・機器据付業

7. 主要な事業内容

山九グループは、「産業界を支える総合サービス業」として、次の事業を行っており、国内および海外において幅広く一貫責任体制のもとに業務を実施しております。

<p>物流事業</p> <p>(港湾物流 一般物流 国際物流 構内物流)</p>	<p>荷主または船舶運送事業者の委託により、港湾における船舶の貨物荷卸し・積み込み、本船内での荷繰り業務等の実施、貨物の上屋・倉庫の保管・入出庫業務、輸出入貨物の乙仲・通関および船舶代理店業務、国際複合輸送を実施。併せて、引越・一般貨物の自動車輸送ならびに廃棄物等の特殊輸送を実施しております。また、お客様の工場構内における原材料および製品の輸送、製品の梱包・倉庫保管・出荷等の構内物流業務を実施しております。</p>
<p>機工事業</p> <p>(設備工事 重量機工場 メンテナンス 設備土建)</p>	<p>製鉄機械、石油化学および電力関連装置、橋梁・産業機械、環境整備設備等の機器製作・据付、配管工事ならびにこれら装置類の管理から検査、補修までを行うメンテナンス業務の実施と併せ、装置類据付に伴う土木基礎工事、建屋建築工事等も実施しております。また、モジュールプラント等の重量物輸送を実施しております。</p>
<p>その他</p> <p>(土木・建築 不動産 その他)</p>	<p>上記2事業以外に、土木・建築工事、機材賃貸および不動産取引等の業務を実施しております。また、情報システム、人材派遣、保険代理店等のサービス業を実施しております。</p>

8. 主要な営業所および事業所

本店 福岡県北九州市門司区港町6番7号

本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

ロジスティクス・ソリューション事業本部

企画部（東京都）、営業部（東京都）、3PL営業部（東京都）

国際・港運事業部

港運部（東京都）、国際物流推進部（東京都）

3PL事業部

3PL業務部（東京都）、陸運・エコビジネス部（東京都）

中国事業部

中国事業企画推進部（東京都）

(注) 平成27年4月1日付で、以下の機構改革を実施いたしました。

1. 中国事業部を中国・東アジア事業部に改称いたしました。
2. 中国事業企画推進部を中国・東アジア事業推進部に改称いたしました。

ビジネス・ソリューション事業本部

企画部（東京都）、鉄鋼メンテナンス部（東京都）、

コークス炉プロジェクト部（千葉県）、鉄鋼第一部（東京都）、

鉄鋼第二部（東京都）、化学営業部（東京都）、化学事業推進部（東京都）

プラント・エンジニアリング事業本部

企画部（東京都）、営業部（東京都）

プロジェクト事業部

海外プラント輸送部（東京都）、海外プロジェクト部（東京都）、

海外エンジニアリング部（東京都）

プラント事業部

プラント事業統括部（福岡県）、設計部（福岡県）、重量機工部（福岡県）、

プラント工事部（福岡県）、製造・調達部（福岡県）、設備土建部（福岡県）、

機材部（福岡県）

メンテナンス事業部

メンテナンス事業統括部（東京都）、メンテナンス技術部（千葉県）

技術・開発本部

技術・開発部（東京都）、品質保証部（福岡県）、IT企画部（東京都）

東日本エリア

東日本エリア統括部（千葉県）、君津支店（千葉県）、

設備エンジニアリングセンター（千葉県）、千葉支店（千葉県）、

苫小牧支店（北海道）、鹿島支店（茨城県）、鹿島鉄鋼支店（茨城県）、

南関東支店（神奈川県）

首都圏エリア

首都圏エリア統括部（東京都）、北関東支店（埼玉県）、東北支店（宮城県）、

東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、首都圏DC支店（神奈川県）

中部エリア

中部エリア統括部（愛知県）、静岡支店（静岡県）、東海支店（愛知県）、

知多支店（愛知県）、名古屋支店（愛知県）、四日市支店（三重県）、

三重支店（三重県）

関西エリア

関西エリア統括部（大阪府）、関西エリア開発営業部（大阪府）、

泉北支店（大阪府）、北陸支店（富山県）、堺支店（大阪府）、

大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、兵庫支店（兵庫県）、

京滋支店（滋賀県）

中・四国エリア

中・四国エリア統括部（広島県）、岡山支店（岡山県）、四国支店（香川県）、

東中国支店（広島県）、呉支店（広島県）、広島支店（広島県）、

岩国支店（山口県）、光支店（山口県）、周南支店（山口県）

九州エリア

九州エリア統括部（福岡県）、九州エリア開発営業部（福岡県）、

八幡支店（福岡県）、北九州支店（福岡県）、門司支店（福岡県）、

若松支店（福岡県）、福岡支店（福岡県）、大分支店（大分県）、

大分東支店（大分県）、宮崎支店（宮崎県）

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
30,754名	344名増

(注) 従業員数は、山九グループからグループ外への出向者(63名)を除き、グループ外から山九グループへの出向者(81名)を含む就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,981名	196名増	40.5歳	14.4年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者(1,168名)を除き、他社から当社への出向者(294名)を含む就業人員であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	23,404
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,902
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,106
株式会社三井住友銀行	2,844
株式会社福岡銀行	1,425

II. 会社の株式に関する事項

1. 株式数	発行可能株式総数	1,000,000,000株
	発行済株式の総数	326,078,030株

(自己株式24,434,941株を含む。)

(注) 当期における自己株式の取得、処分につきましては次のとおりです。

①単元未満株式の買取りにより取得した株式	普通株式	63,132株
	取得価額の総額	31,318千円
②単元未満株式の買増しにより処分した株式	普通株式	200株
	処分価額の総額	94千円

2. 株主数	15,340名
--------	---------

3. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	17,985	5.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,523	5.48
新日鐵住金株式会社	10,080	3.34
公益財団法人ニビキ育英会	9,800	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	8,775	2.91
株式会社みずほ銀行	8,310	2.75
山九従業員持株会	7,122	2.36
J U N I P E R	7,045	2.34
明治安田生命保険相互会社	6,000	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,264	1.75

- (注) 1. 自己株式は、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村公一	
代表取締役副社長	平栗直樹	
代表取締役専務取締役	吾郷康人	管理管掌兼安全・環境統括
代表取締役専務取締役	中村公大	事業・エリア管掌兼エリア統括
取締役兼常務執行役員	藤田泰	技術・開発本部長 CTO
取締役兼常務執行役員	中里康男	財務担当 CFO
取締役兼常務執行役員	池上僚一	ビジネス・ソリューション事業 本部長
取締役兼常務執行役員	美好秀樹	プラント・エンジニアリング事業 本部長
取締役兼常務執行役員	細井研二	人事・労政担当
取締役兼常務執行役員	米子哲朗	ロジスティクス・ソリューション 事業本部長
取締役兼常務執行役員	小川隆	経営企画担当
社外取締役	岡橋輝和	
常勤監査役	野田秀臣	
常勤監査役	島田正彦	
常勤監査役(社外監査役)	武田敬一郎	
社外監査役	小川憲久	弁護士

- (注) 1. 平成26年6月27日開催の第105回定時株主総会において、小川 隆、岡橋輝和の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成26年6月27日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって、藤富孝氏は任期満了により、平山喜三、村上喜一、西島宏幸の3氏は辞任により取締役を退任いたしました。
3. 取締役岡橋輝和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。
4. 監査役武田敬一郎、小川憲久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役にあります。
5. 取締役岡橋輝和氏、監査役武田敬一郎氏および小川憲久氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
6. 常勤監査役野田秀臣氏は、当社財務部門において長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 常勤監査役(社外監査役)武田敬一郎氏は、金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 当事業年度末後の取締役の異動
 平成27年4月1日付をもって、取締役の地位および担当の一部が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役専務取締役	吾 郷 康 人	管理管掌兼技術・開発本部長 CTO 兼安全・環境統括
取 締 役	藤 田 泰	社長付

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 16名 644,450千円（うち社外1名 8,650千円）

監査役 4名 108,500千円（うち社外2名 46,500千円）

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に退任した取締役4名に支給した報酬が含まれております。
 2. 報酬等の額には、役員賞与総額218,500千円（うち取締役賞与12名総額194,000千円、監査役賞与4名総額24,500千円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	岡 橋 輝 和	取締役就任後に開催された取締役会12回のうち12回（100％）出席し、企業経営者としての専門的見地からの発言を行いました。
社 外 監 査 役	武 田 敬 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回（93.8％）、監査役会16回のうち16回（100％）出席し、金融機関における長年の経験を生かして、発言を行いました。
	小 川 憲 久	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回（93.8％）、監査役会16回のうち16回（100％）出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行いました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 当社が支払うべき報酬等の額 | 49,500千円 |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Sankyu (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)、P. T. Sankyu Indonesia International (インドネシア)、Sankyu S/A (ブラジル)をはじめとした海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社および一部の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務に係る調査を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に議案として提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

V. 会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1. 内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
- ③ 反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行ってはならない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、IT情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件（関係会社を含む。）について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。

- ②経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断されたものは、年2回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成される経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案件については、取締役会に報告している。
- ③当社が会社の経営（関係会社を含む。）や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
- ②当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。

- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
- ②子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立している。
- ③子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役（子会社と当社）に報告する。また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ④当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と子会社）に報告し是正を求める。また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ⑤内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制とその他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。
- ②監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
- ③内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行う。

(10) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ①内部監査部の行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。
- ②監査役と代表取締役との情報交換のための会議を原則四半期毎に開催する。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	171,511	流動負債	142,853
現金及び預金	38,777	支払手形及び買掛金	68,039
受取手形及び売掛金	114,476	短期借入金	26,863
有価証券	1,438	リース債務	3,614
未成作業支出金	2,675	未払法人税等	8,404
その他のたな卸資産	1,486	未成作業受入金	2,523
繰延税金資産	3,310	繰延税金負債	17
その他	9,414	賞与引当金	5,237
貸倒引当金	△67	役員賞与引当金	238
		工事損失引当金	132
		完成工事補償引当金	82
		その他	27,700
固定資産	203,672	固定負債	86,947
有形固定資産	143,949	社債	12,000
建物及び構築物	50,173	長期借入金	30,554
機械装置及び運搬具	14,566	リース債務	6,276
土地	59,055	繰延税金負債	584
リース資産	6,748	再評価に係る繰延税金負債	4,847
建設仮勘定	11,048	役員退職慰労引当金	180
その他	2,357	退職給付に係る負債	29,028
無形固定資産	14,533	資産除去債務	1,983
のれん	7,651	その他	1,491
その他	6,882	負債合計	229,801
投資その他の資産	45,189	(純資産の部)	
投資有価証券	24,930	株主資本	132,467
退職給付に係る資産	1,505	資本金	28,619
繰延税金資産	7,456	資本剰余金	12,272
その他	12,416	利益剰余金	100,356
貸倒引当金	△1,120	自己株式	△8,781
		その他の包括利益累計額	9,814
		その他有価証券評価差額金	7,227
		繰延ヘッジ損益	△210
		土地再評価差額金	△1,422
		為替換算調整勘定	2,567
		退職給付に係る調整累計額	1,652
		少数株主持分	3,100
		純資産合計	145,383
資産合計	375,184	負債・純資産合計	375,184

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		481,291
売 上 原 価		443,024
売 上 総 利 益		38,266
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,013
営 業 利 益		21,253
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	410	
受 取 配 当 金	442	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	94	
為 替 差 益	699	
そ の 他	886	2,532
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	914	
そ の 他	1,411	2,325
経 常 利 益		21,459
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	757	757
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		22,217
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,957	
法 人 税 等 調 整 額	△145	9,811
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		12,405
少 数 株 主 利 益		654
当 期 純 利 益		11,750

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	28,619	11,943	93,748	△8,750	125,562
会計方針の変更による累積的影響額			△2,891		△2,891
会計方針の変更を反映した当期首残高	28,619	11,943	90,857	△8,750	122,671
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,715		△2,715
当期純利益			11,750		11,750
自己株式の取得				△31	△31
自己株式の処分		0		0	0
連結範囲の変動			237		237
連結子会社と非連結子会社との合併による増減			40		40
土地再評価差額金の取崩			185		185
在外子会社の支配下継続子会社に対する持分変動		329			329
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	329	9,498	△31	9,796
当 期 末 残 高	28,619	12,272	100,356	△8,781	132,467

	その他の包括利益累計額						少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	6,914	△291	△1,734	31	△358	4,560	3,020	133,143
会計方針の変更による累積的影響額								△2,891
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,914	△291	△1,734	31	△358	4,560	3,020	130,252
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,715
当期純利益								11,750
自己株式の取得								△31
自己株式の処分								0
連結範囲の変動								237
連結子会社と非連結子会社との合併による増減								40
土地再評価差額金の取崩								185
在外子会社の支配下継続子会社に対する持分変動								329
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	312	81	312	2,535	2,011	5,254	79	5,333
連結会計年度中の変動額合計	312	81	312	2,535	2,011	5,254	79	15,130
当 期 末 残 高	7,227	△210	△1,422	2,567	1,652	9,814	3,100	145,383

（注） 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 54社

主要な連結子会社の名称

㈱山九海陸

山協港運㈱

㈱スリーエス・サンキュウ

山九プラントテクノ㈱

日本工業検査㈱

㈱インフォセンス

Sankyu (Singapore) Pte. Ltd.

P. T. Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

㈱山九ロードエンジニアリングは、重要性が増したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

平成26年6月13日付にて、Protabu Haulage Sdn. Bhd.の株式取得に伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱扶桑工業

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 3社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

(関連会社)

サンネット物流㈱

山九重機工㈱

J Pサンキュウグローバルロジスティクス㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

協和海運㈱、㈱沖永開発

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の27社の事業年度の末日は12月31日であります。

Sankyu (Singapore) Pte. Ltd.

P. T. Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

上海経貿山九儲運有限公司 他 海外連結子会社 23社

また、三和コーケン㈱の事業年度の末日は2月28日（閏年2月29日）、全国検査サービス㈱の事業年度の末日は1月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成作業支出金 個別法による原価法
- ② その他のたな卸資産 主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

- a 建物 主として定額法
 - b その他の有形固定資産 主として定率法
- なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成工事のうち損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率の決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,477百万円増加し、利益剰余金が2,891百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ193百万円増加しております。

- (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

- (8) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

- (9) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金

③ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

比率分析によっております。

- (10) のれんの償却方法及び償却期間

5～10年間で均等償却しております。

- (11) 消費税等の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」に区分掲記しておりました「固定資産売却益」（前連結会計年度187百万円）は、当連結会計年度において営業外収益の総額の100分の10以下になったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は239百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. その他のたな卸資産
- | | |
|--------|----------|
| 販売用不動産 | 11百万円 |
| 貯蔵品 | 1,474百万円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 148,269百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産（帳簿価額）は、次のとおりであります。

(財団抵当)

下記の有形固定資産は、港湾運送事業財団、工場財団を組成し、短期借入金の担保に供しております。

<担保に供している資産>

土地	21,926百万円
建物及び構築物	5,057百万円
機械装置及び運搬具	65百万円
合計	27,049百万円

<担保されている債務>

短期借入金 1百万円

4. 保証債務
従業員及び関係先等の銀行借入他に対する保証額

1,867百万円

5. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額
買戻義務額 1,456百万円

6. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った日 平成14年3月31日
- 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △12,370百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	326,078,030	—	—	326,078,030
自己株式				
普通株式	24,980,135	63,448	200	25,043,383

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 63,132株
 持分法適用会社が取得した自己株式 958株
 (当社株式)の当社帰属分 316株
 単元未満株式の買増請求による減少 200株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,715	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,016	利益剰余金	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、必要な資金を効率的に調達することとし、主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の実途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施しており、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価 （*）	差 額
(1) 現金及び預金	38,777	38,777	—
(2) 受取手形及び売掛金	114,476	114,476	—
(3) 有価証券 その他有価証券	1,438	1,438	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	19,915	19,915	—
(5) 支払手形及び買掛金	(68,039)	(68,039)	—
(6) 短期借入金	(16,248)	(16,248)	—
(7) 未払法人税等	(8,404)	(8,404)	—
(8) 社債	(12,000)	(12,080)	80
(9) 長期借入金	(41,169)	(41,252)	82
(10) リース債務	(9,891)	(9,559)	△331
(11) デリバティブ取引	(312)	(312)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内に返済される長期借入金（10,615百万円）は長期借入金に含めております。

(8) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金及び(10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 非上場株式（連結貸借対照表計上額5,014百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	8,995百万円
税務上の繰越欠損金	4,715百万円
賞与引当金	1,719百万円
有価証券評価損	932百万円
資産除去債務	636百万円
未払事業税	556百万円
減損損失	445百万円
ゴルフ会員権評価損	289百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	276百万円
貸倒引当金	245百万円
その他	1,718百万円
繰延税金資産小計	20,531百万円
評価性引当額	△5,067百万円
繰延税金資産合計	15,463百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,739百万円
時価評価差額	△665百万円
退職給付に係る資産	△480百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△239百万円
のれん等	△652百万円
その他	△520百万円
繰延税金負債合計	△5,298百万円
繰延税金資産の純額	10,165百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	5.2%
交際費等の永久に損金に算入されない項目	2.3%
のれん償却額	1.6%
住民税均等割額	1.1%
在外子会社の税率差異	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
評価性引当額の増減額	△0.7%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	44.2%

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度から法人税率の引下げ、事業税率の段階的引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.9%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,284百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額(借方)が1,634百万円、その他有価証券評価差額金が270百万円、退職給付に係る調整累計額が87百万円増加し、繰延ヘッジ損益が7百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が498百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
借地上的建物の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から3年～50年と見積り、割引率は主として2.23%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,846百万円
時の経過による調整額	34百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	110百万円
その他増減額(△は減少)	△8百万円
期末残高	1,983百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 472円65銭
2. 1株当たり当期純利益 39円03銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

山九株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 良智 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 知範 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山九株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山九株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	96,188	流動負債	108,760
現金及び預金	4,403	支払手形	4,613
受取手形	2,727	買掛金	48,421
売掛金	72,660	短期借入金	13,500
未成作業支出金	1,570	1年内返済予定の長期借入金	10,298
その他のたな卸資産	1,334	リース負債	2,024
前払費用	556	未払法人税等	7,867
繰延税金資産	2,627	未払消費税等	6,339
短期貸付金	3	未払費用	3,712
関係会社短期貸付金	5,554	未成作業受入金	3,064
未収入金	2,123	未預かり金	330
その他金	2,652	前受収金	2,809
貸倒引当金	△25	賞与引当金	7
		役員賞与引当金	5,152
固定資産	185,110	工事損失引当金	218
有形固定資産	118,253	完成工事補償引当金	30
建物	40,814	その他	57
構築物	1,620	固定負債	77,950
機械装置	5,685	社長期借入金	12,000
船舶	354	長期借入金	29,645
車両運搬具	238	リース借入金	3,124
工具器具備品	1,092	退職給付引当金	26,017
土地	53,766	再評価に係る繰延税金負債	4,847
建物	4,779	資産除去債務	1,973
仮勘定	9,902	その他	343
無形固定資産	6,264	負債合計	186,710
借地権	1,199	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,708	株主資本	89,282
電話加入権	175	資本金	28,619
その他	1,181	資本剰余金	11,943
投資その他の資産	60,591	資本準備金	11,936
投資有価証券	17,883	その他資本剰余金	7
関係会社株	21,287	利益剰余金	57,434
出資	12	利益準備金	310
関係会社出資金	3,654	その他利益剰余金	57,124
長期貸付金	366	固定資産圧縮積立金	460
従業員に対する長期貸付金	3	別途積立金	46,400
関係会社長期貸付金	5,462	繰越利益剰余金	10,264
破産更生債権等	817	自己株式	△8,716
破産前払費用	539	評価・換算差額等	5,305
差入保証金	4,107	その他有価証券評価差額金	6,937
繰延税金資産	6,316	繰延ヘッジ損益	△210
その他	1,016	土地再評価差額金	△1,422
貸倒引当金	△876	純資産合計	94,587
資産合計	281,298	負債・純資産合計	281,298

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自平成26年4月1日
至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		346,094
売上原価		319,247
売上総利益		26,847
販売費及び一般管理費		10,081
営業利益		16,766
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	1,056	
為替差益	679	
受取賃貸料	257	
その他	402	2,492
営業外費用		
支払利息	769	
社債利息	57	
債権流動化手数料	215	
その他	598	1,640
経常利益		17,617
特別利益		
受取補償金	757	757
税引前当期純利益		18,375
法人税、住民税及び事業税	7,146	
法人税等調整額	272	7,418
当期純利益		10,956

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本合計
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金							
	資本金	資本準備金	その他本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	固定資産 圧縮 積立金	その他利益 剰余金	繰上 積立金	繰下 積立金	繰越 利益 剰余金		
当 期 首 残 高	28,619	11,936	7	11,943	310	452	41,400	9,662	51,825	△8,684	83,704	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								△2,817	△2,817		△2,817	
会計方針の変更を 反映した当期首残高	28,619	11,936	7	11,943	310	452	41,400	6,845	49,007	△8,684	80,886	
事業年度中の変動額												
別途積立金の積立							5,000	△5,000	—		—	
剰余金の配当								△2,715	△2,715		△2,715	
当 期 純 利 益								10,956	10,956		10,956	
自己株式の取得										△31	△31	
自己株式の処分			0	0						0	0	
税率変更による固定資産 圧縮積立金の調整						22		△22	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩						△15		15	—		—	
土地再評価差額金の取崩								185	185		185	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	7	5,000	3,419	8,427	△31	8,395	
当 期 末 残 高	28,619	11,936	7	11,943	310	460	46,400	10,264	57,434	△8,716	89,282	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	6,811	△291	△1,734	4,784	88,488
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△2,817
会計方針の変更を 反映した当期首残高	6,811	△291	△1,734	4,784	85,671
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△2,715
当 期 純 利 益					10,956
自己株式の取得					△31
自己株式の処分					0
税率変更による固定資産 圧縮積立金の調整					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					185
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	81	312	520	520
事業年度中の変動額合計	126	81	312	520	8,916
当 期 末 残 高	6,937	△210	△1,422	5,305	94,587

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの 期末日の市場価格等による時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成作業支出金 個別法による原価法
 - (2) その他のたな卸資産 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - ① 建物 定額法
 - ② その他の有形固定資産 定率法なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 工事損失引当金
受注工事の将来の損失に備えるため、当事業年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
 - (5) 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率の決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,361百万円増加し、繰越利益剰余金が2,817百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ193百万円増加しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

比率分析によっております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

10. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において、「無形固定資産」に区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」(前事業年度537百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

損益計算書

「為替差益」(前事業年度144百万円)は、前事業年度まで、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、区分掲記しております。

「債権流動化手数料」(前事業年度151百万円)は、前事業年度まで、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. その他のたな卸資産

販売用不動産	11百万円
貯蔵品	1,323百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 113,117百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	4,948百万円
--------	----------

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	24,966百万円
--------	-----------

5. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産(帳簿価額)は、次のとおりであります。
(財団抵当)

下記の有形固定資産は、港湾運送事業財団、工場財団を組成し、短期借入金の担保に供しております。

<担保に供している資産>

土地	21,926百万円
建物	5,009百万円
構築物	48百万円
機械装置	65百万円
車両運搬具	0百万円
合計	27,049百万円

<担保されている債務>

短期借入金	1百万円
-------	------

6. 保証債務

従業員及び関係会社等の銀行借入他に対する保証額	3,409百万円
-------------------------	----------

7. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額

買戻義務額	1,456百万円
-------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売 上 高

5,754百万円

仕 入 高

59,558百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額

2,595百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	24,372,009	63,132	200	24,434,941

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 63,132株

単元未満株式の買増請求による減少 200株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	8,384百万円
賞与引当金	1,695百万円
有価証券評価損	907百万円
資産除去債務	633百万円
減損損失	355百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	269百万円
ゴルフ会員権評価損	269百万円
貸倒引当金	222百万円
その他	935百万円
繰延税金資産小計	13,672百万円
評価性引当額	△1,641百万円
繰延税金資産合計	12,030百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,629百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△238百万円
その他	△217百万円
繰延税金負債合計	△3,086百万円
繰延税金資産の純額	8,944百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	5.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
住民税均等割額	1.1%
評価性引当額の増減額	△0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.5%
震災特例法による特別控除	△0.7%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	40.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度から法人税率の引下げ、事業税率の段階的引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.9%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が807百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額(借方)が1,070百万円、その他有価証券評価差額金が270百万円増加し、繰延ヘッジ損益が7百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が498百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	摂陽倉庫㈱	当社代表取締役社長中村公一及びその近親者が100%を所有しております。	設備の賃借	営業取引(設備の賃借)	73	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、每期交渉の上、契約により金額を決定しております。

(注2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	313円57銭
2. 1株当たり当期純利益	36円32銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

山九株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 良智 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 知範 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山九株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社に赴き事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

山 九 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 野 田 秀 臣 ㊟

常勤監査役 島 田 正 彦 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 武 田 敬 一 郎 ㊟

社外監査役 小 川 憲 久 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えた財務体質の強化を勘案し、決定することを基本方針としております。

当期の期末配当等につきましては、当期の事業における成果と今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 3,016,430,890円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 中村公一、平栗直樹、吾郷康人、中村公大、池上僚一、美好秀樹、米子哲朗の7氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役 藤田 泰氏につきましては、本総会終結の時をもって辞任の申し出がありましたので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかむらきみかず 中村公一 (昭和24年9月30日生)	昭和48年4月 当社入社 昭和56年6月 当社取締役 昭和59年6月 当社常務取締役 昭和60年6月 当社代表取締役副社長 昭和61年3月 当社代表取締役社長（現在）	1,005,000株
2	ひらぐりなおき 平栗直樹 (昭和24年8月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成8年10月 当社ST統括部長 平成10年7月 当社神戸支店長 平成15年7月 当社執行役員 当社関西エリア長 平成17年4月 当社経営企画担当兼経営企画部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員 当社経営企画担当 平成19年4月 当社代表取締役専務取締役 当社事業・エリア管掌兼エリア統括 兼安全・環境統括 平成22年4月 当社事業・エリア管掌兼エリア統括 平成25年4月 当社事業・エリア管掌 平成26年4月 当社代表取締役副社長（現在）	33,000株
3	あごうやすと 吾郷康人 (昭和33年2月2日生)	昭和57年4月 新日本製鐵(株)（現 新日鐵住金(株)） 入社 平成23年4月 同社執行役員（大分製鐵所長委嘱） 平成25年4月 当社入社 当社顧問 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画担当付（特命事項担当） 平成25年7月 当社事業・エリア管掌付（特命事項担当） 平成26年4月 当社代表取締役専務取締役（現在） 当社管理管掌兼安全・環境統括 平成27年4月 当社管理管掌兼技術・開発本部長 CTO兼安全・環境統括（現在）	15,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	なか むら きみ ひろ 中 村 公 大 (昭和51年8月16日生)	平成14年4月 当社入社 平成21年4月 当社千葉支店長 平成23年5月 当社経営企画副担当兼経営企画部長 平成23年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社経営企画副担当兼経営企画部長 兼事業・エリア管掌補佐 平成25年4月 当社エリア統括 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 平成26年4月 当社代表取締役専務取締役（現在） 当社事業・エリア管掌兼エリア統括 （現在）	112,000株
5	いけ がみ りょう いち 池 上 僚 一 (昭和30年5月14日生)	昭和55年4月 新日本製鐵(株)（現 新日鐵住金(株)） 入社 平成16年7月 同社建材事業部堺製鐵所総務部長 平成21年4月 同社監査役事務局部長 平成24年6月 当社入社 当社執行役員 当社ビジネス・ソリューション 事業本部副本部長 平成25年4月 当社常務執行役員 当社ビジネス・ソリューション 事業本部長（現在） 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員（現在）	8,000株
6	み よし ひで き 美 好 秀 樹 (昭和31年1月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社千葉支店長 平成17年4月 当社周南支店長 平成20年4月 当社プラント・エンジニアリング 事業本部副本部長兼メンテナンス 事業部長 平成20年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社中・四国エリア長 平成25年4月 当社常務執行役員 当社プラント・エンジニアリング 事業本部長（現在） 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員（現在）	23,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
7	よな ごと つ ろう 米 子 哲 朗 (昭和30年7月3日生)	昭和53年4月 当社入社 平成14年4月 当社横浜支店長 平成19年4月 当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部副本部長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年4月 当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部副本部長兼港運部長 平成22年4月 当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部副本部長 平成25年4月 当社事業・エリア管掌付(特命事項 担当) 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役員(現在) 当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部長(現在)	24,000株
8	※ ほり けい じ ろう 堀 啓 二 郎 (昭和20年5月16日生)	昭和43年4月 岩井産業(株)(現 双日(株))入社 平成11年6月 日商岩井(株)(現 双日(株)) 監査役 平成13年6月 同社執行役員主計部長 平成14年6月 同社常務執行役員 平成15年4月 同社代表取締役専務執行役員 CFO	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印を付した候補者は、新任の取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 堀啓二郎氏は社外取締役候補者であります。
(2) 社外取締役候補者とした理由
堀啓二郎氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。
(3) 社外取締役との責任限定契約について
堀啓二郎氏が選任され就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
(4) 堀啓二郎氏が選任され就任された場合には、東京証券取引所および福岡証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 野田秀臣、小川憲久の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	野田秀臣 (昭和27年3月5日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 当社中部エリア統括部長 平成19年4月 当社関西エリア統括部長 平成23年5月 当社財務、人事・労政、技術・システム管掌付 平成23年6月 当社監査役(現在)	17,000株
2	小川憲久 (昭和26年1月7日生)	昭和54年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和62年10月 小川憲久法律事務所(現 紀尾井坂テーミス総合法律事務所)開設(現在) 平成6年6月 当社監査役(現在) 平成12年6月 (一財)ソフトウェア情報センター理事(現在) (重要な兼職の状況) 弁護士	41,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 小川憲久氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 社外監査役候補者とした理由
小川憲久氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する豊富な知見並びに経営に関する高い見識を有しており、この経験を生かし、社外監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。
 - (3) 当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで) 21年
 - (4) 小川憲久氏は現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
3. 当社は、小川憲久氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

以上

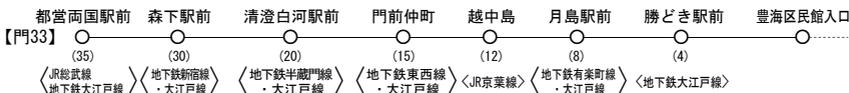
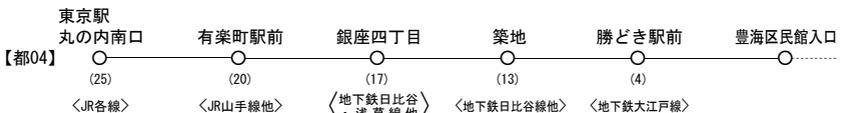
株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区勝どき六丁目 5 番23号
 当社会議室
 (代表電話 03-3536-3939)

交 通

- 地下鉄大江戸線「勝どき」下車
 A 3 番出口から徒歩約 7 分
- 都営バス利用「豊海区民館入口」下車(バス停正面)

〔JRおよび地下鉄連絡線の各バス停から、「豊海水産埠頭行き」をご利用ください。〕
 〔昨年、バスの停留所名称が変更されましたので、ご注意ください。〕



() 豊海区民館入口までの所要分数
 < > JR・地下鉄連絡線

